

日バス協業第334号
令和2年10月9日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業(自動車))
に関する運用方針、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービス
利便向上促進事業(自動車))に関する運用方針及び観光振興事業費補助金(公共交通利用
環境の革新等事業(自動車))に関する運用方針の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、添付のとおり国土交通省自動車局旅客課長より通知がありました。

本通達は、次の運用方針を改正するものです。

- ① 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業(自動車))
に関する運用方針
- ② 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービス利便向上促進事業
(自動車))に関する運用方針
- ③ 観光振興事業費補助金(公共交通利用環境の革新等事業(自動車))に関する運用方針

標記改正の趣旨については、会計検査院より「ノンステップバスの車両本体価格の値引きにより、事業者によって補助対象経費が増減し、交付される補助金額に開差が生じている」との指摘を受け、別添のとおり運用を改める旨明記し、補助金の交付財源となる予算の次回成立日以降、国土交通省がノンステップバスの車両本体価格(値引額)を調査し、基準値引率を設定することとすることです。

なお、同基準を下回る値引率にて補助対象経費を設定しているものについては、同基準値引率を適用の上、補助対象経費を算定し、補助金交付額を決定することとすることですので、ご了承いただくとともに、貴協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会業務部 稲田・松浦

TEL : 03-3216-4014

